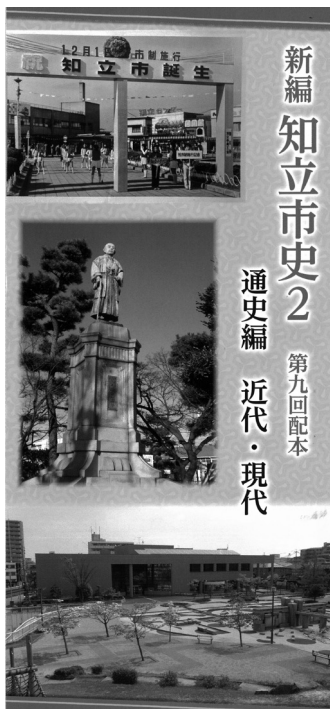


『新編 知立市史2 通史編 近代・現代』刊行



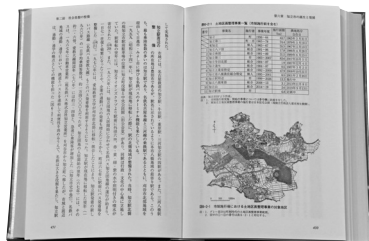
昨年度、刊行した『新編 知立市史1 通史編 原始・古代・中世・近世』の続刊である『新編 知立市史2 通史編 近代・現代』の販売を8月27日から開始しました。

本巻では、明治4(1871)年の廃藩置県前後から知立町時代を経て、現在の知立市の誕生と発展に至るまでを対象に、これまでの資料編や新出史料を用いて市域の歴史を叙述しています。いまを生きるわたしたちにとって身近な内容になりますので、この機会に知立のあゆみを振り返ってみてはいかがでしょうか。

所 市民課、歴史民俗資料館、観光交流センター、八橋史跡保存館

※各施設の開館日時をご確認ください。

問 文化課 文化振興係 (☎83-1133)



『新編 知立市史2 通史編 近代・現代』
仕様／菊判(上製本・オールカラー・函付)
頁数／586頁
定価／2,000円(税込)

もしも、病気やけがで障がいが残ったら… 障害基礎年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、次の受給要件を満たす場合は「障害基礎年金」が請求できます。

受給要件	【障がいの原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの人】 ・国民年金加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人(年金制度に加入していない期間) ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。
	【障がいの状態】 ・障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内にその症状が固定した日)または20歳に達したときに、1級または2級の障がいの状態にあること ・障害認定日や20歳になったときに症状が軽くても、その後65歳に達するまでの間に1級または2級の障がいの状態にあること ※身体障害者手帳等の等級とは基準が異なります。
	【納付要件(次のいずれかに該当する場合)】 ・初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること ・初診日の前日において、初診日がある2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと ※20歳前に初診日がある場合、納付要件は不要です。
年金額	令和4年4月分から 【1級】 972,250円+子の加算額 【2級】 777,800円+子の加算額 ※子の加算額 第1子・第2子 各223,800円 第3子以降 各74,600円
請求手続き	年金事務所または国保医療課へ。 ※厚生年金加入中に初診日がある人(障害厚生年金)の請求手続きは年金事務所です。
審査	・障害基礎年金を支給するか否かの審査は、日本年金機構で行います。 ・審査には約3か月半かかります。

- 問** ・刈谷年金事務所(☎21-2110)
 ・国保医療課国民年金係(☎95-0123)
 ・日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)

